

一般競争入札公告

一般競争入札を実施するので、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第148条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月27日

ふくい桜マラソン実行委員会
会長 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託する業務（以下「委託業務」という。）の名称
「ふくい桜マラソン2024」仮設トイレ設置等業務
- (2) 業務内容・仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和6年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登載されたものに限る）を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井市大手3丁目17番1号

ふくい桜マラソン実行委員会事務局

(福井県交流文化部文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課)

電話 0776-20-0539

(2) 入札説明書の交付は上記の場所で行うほか、ふくい桜マラソンホームページで公開する。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(入札説明書に定める様式)に必要なと認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関しふくい桜マラソン実行委員会の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和5年12月27日(水)から令和6年1月16日(火)まで

(2) 申請書等の提出先および提出方法

ア 申請書等の提出先

3(1)と同様とする。

イ 申請書等の提出方法

持参もしくは郵送で提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

5 入札書の提出方法および開札日時

(1) 入札書の提出方法

入札書は、開札の日時に開札の場所へ持参して提出すること。

(2) 開札日時

令和6年1月25日(木) 13時30分

(3) 開札場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階 大会議室

6 入札書に記載する金額

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税の額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する額を減算した金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) この入札に関する一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則の規定による。

- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② 上記①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。